

## うべ産水産物官民連携プラットフォーム規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「うべ産水産物官民連携プラットフォーム」と称する。

（目的）

第2条 本会は、多様なステークホルダーの積極的な参加及び官民連携により、うべ産水産物の認知度向上を推進し、より一層の消費拡大につなげていくことを目的とする。

（活動内容）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) うべ産水産物のプロモーションに関すること。
- (2) うべ産水産物の認知度向上に関すること。
- (3) 魚食普及に関すること。
- (4) 異業種間の情報共有及び連携強化に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動に関すること。

（組織）

第4条 本会は、会員15人以内をもって組織する。

2 会員は、本会の目的に賛同し、次の関係団体から推薦を受けた者とする。

- (1) 宇部市漁業組合連合会
- (2) 山口県漁業協同組合
- (3) 新宇部漁業協同組合
- (4) 宇部鮮魚組合
- (5) 山口県飲食業生活衛生同業組合宇部支部
- (6) 宇部旅館ホテル生活衛生同業組合
- (7) 一般社団法人宇部観光コンベンション協会
- (8) 宇部市

（任期）

第5条 会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会員が欠けたときの補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

（アドバイザー）

第6条 本会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、本会の総会に出席し、指導又は助言を行うことができる。

（本会の総会）

第7条 本会の総会は、事務局が招集する。

2 本会の総会は、会員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 本会の総会には、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。

(分科会)

第8条 本会は、活動の必要に応じて、本会の会員の一部により組織された分科会を設置することができる。

2 本会の会員は、分科会の設置を提案できる。

3 分科会の設置について、事務局は助言を行うことができる。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、宇部市産業経済部水産振興課に事務局を置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

附 則

この規約は、令和4年6月1日から施行する。

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

うべ産水産物官民連携プラットフォーム 構成員

区 分	団 体 等 名	氏 名
関 係 団 体	宇部市漁業組合連合会	高井 修
	宇部鮮魚組合	繁光 裕二
	山口県飲食業生活衛生同業組合宇部支部	中村 信治
	宇部旅館ホテル生活衛生同業組合	阿部 正和
	一般社団法人宇部観光コンベンション協会	佐々木 正志
生 産 者	山口県漁業協同組合東岐波支店	高井 智義
	山口県漁業協同組合床波支店	吉井 秀文
	山口県漁業協同組合宇部岬支店	岡本 幸樹
	山口県漁業協同組合藤曲浦支店	掛谷 勉
	新宇部漁業協同組合	奥野 裕二
宇 部 市	宇部市産業経済部地域ブランド推進課長	西中 和豊
	宇部市産業経済部水産振興課長	中村 伸一
アドバイザー	九州産業大学地域共創学部地域づくり学科講師	行平 真也